

○岡山県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則

平成19年2月1日
広域連合規則第2号

(趣旨)

第1条 岡山県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の広域連合長の選挙については、岡山県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年岡山県指令市第15号。以下「規約」という。)第12条第1項、第2項及び第3項に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第2条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合の事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

(選挙立会人)

第3条 選挙長は、広域連合の職員又は関係市町村(規約第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、次条の規定により告示された期日前投票の開始日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙期日等の告示)

第4条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日、期日前投票の開始日その他選挙長が必要と認める事項を、選挙の期日の14日前までに告示しなければならない。

(投票)

第5条 投票は、1人1票に限る。

2 投票については、関係市町村の長は、投票用紙(別記様式)に広域連合長の選挙の当選人(以下「当選人」という。)とすべき者の氏名を自書しなければならない。

(選挙の当日の投票)

第6条 選挙長は、2人以上の選挙立会人を投票に立ち合わせなければならない。

2 関係市町村の長は、選挙の当日、午前8時30分から午後5時15分までの間に、自ら規約第12条第2項の規定による場所に行き、投票しなければならない。

(期日前投票)

第7条 選挙の当日に公務等に従事すると見込まれる関係市町村の長は、前条第2項の規定にかかわらず、第4条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の期日の前日までの間(岡山県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例(平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第1号)第1条第1項に規定する広域連合の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。)に、規約第12条第2項の規定による場所において投票することができる。

2 前条第1項の規定は、前項の投票にこれを準用する。

(郵便による不在者投票)

第8条 前条第1項の関係市町村の長で規約第12条第2項の規定による場所において投票の記載をすることができないものの投票については、前2条及び規約第12条第2項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便により送付する方法により行わせることができる。

2 前項の規定により郵便による投票をしようとする関係市町村の長は、選挙の期日の7日前まで（岡山県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例第1条第1項に規定する広域連合の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。）に、選挙長に対して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

3 選挙長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに投票用紙及び投票用封筒を当該関係市町村の長に交付しなければならない。

4 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた関係市町村の長は、選挙長に対し、選挙の当日の午後5時15分までに広域連合の事務所に投票が到達するように、郵便をもって送付しなければならない。

（選挙会）

第9条 選挙長は、選挙の当日、投票終了後に選挙会を開き、2人以上の選挙立会人とともに、投票を点検し、選挙立会人立会いのうえ、各関係市町村の長の得票総数を計算し、当選人を定めなければならない。

2 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。

3 選挙会は、広域連合の事務所で開く。

（無効投票）

第10条 広域連合長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 広域連合長となることができない者の氏名を記載したもの

(3) 一投票中に2人以上の当選人とすべき者の氏名を記載したもの

(4) 当選人とすべき者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(5) 当選人とすべき者の氏名を自書しないもの

(6) 当選人とすべき者の何人を記載したかを確認し難いもの

（当選人）

第11条 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、第9条の選挙会において、選挙長がくじで定める。

2 当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の氏名及び公職等の種類を告示するとともに、当選人の氏名及び公職等の種類を関係市町村の長に報告しなければならない。

（広域連合長の任期）

第12条 規約第13条の規定による広域連合長の任期は、前条第2項の規定による告示のあった日における当該関係市町村の長としての任期とし、当該任期満了後に引き続きその公職に就く場合であっても広域連合長の任期は継続しないものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 広域連合設置後初めて行われる広域連合長の選挙については、第3条中「開始日の3日前まで」とあるのは「開始日」と、第4条中「14日前まで」とあるのは「12日前」と読み替えるものとする。

様式 (略)